

美奈木ゴルフ倶楽部利用約款

第1条(約款の適用)

美奈木ゴルフ倶楽部(以下当ゴルフ場と称する)を利用される(会員、非会員を問わない)には、快適で、安全なプレーをお楽しみ頂くため、施設利用に関する事項は、すべて本約款ならびに当ゴルフ場の会則・規約・細則等に従ってご利用頂きます。

第2条(申込及び取消し)

施設利用の申し込みは、当ゴルフ場の申し込み規定に従ってフルネームにて申し込み頂きます。

尚、予約者又は来場者の氏名に偽名が使用されていた場合は、予約を取消しさせていただきます。

第3条(利用約款の成立)

当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいて所定の署名簿に署名して下さい。
これにより当ゴルフ場は、署名者の施設ご利用をお引き受け致します。

第4条(施設利用の拒絶)

当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りします。

- ①満員でスタート時間に余裕がないとき
- ②ゲストについては、メンバーの同伴又は、紹介状(名刺等)がないとき
- ③天災、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- ④利用者が暴力団員又は暴力団関係者である場合
- ⑤利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者
- ⑥利用者が刺青をしている場合
- ⑦偽名または他人名義で申込みが行われた場合
- ⑧利用者に公の秩序もしくは、善良な風格に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
- ⑨その他、本約款に違反したとき

第5条(休場日、開場時間)

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによりますが、臨時的に変更することがあります。

第6条(利用継続の拒絶)

当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- ①公の秩序もしくは善良な風格に反する行為があったとき
- ②当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき
- ③技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑を掛けたとき
- ④ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき
- ⑤その他、本約款に違反したとき

第7条(練習場)

当日のプレーヤー以外のご利用は、原則としてお断り致します。

第8条(金銭、その他貴重品)

1. 金銭その他貴重品については、必ず貴重品ボックスをご利用下さい。貴重品ロッカーをご利用中でも、収容物は、お客様の所有であり、お客様の責任において管理して頂きます。従って、当ゴルフ場は、貴重品ボックスならびにロッカー内の収容物については、保証など一切の責任を負いません。
2. 浴室への、貴重品や持ち込みを禁止されたもののお持ち込みは、お断り致します。

第9条(自動車、携帯品等)

場所を提供している駐車場での、自動車の盗難(車上盗難を含む)及び損傷、携帯品(キャディバッグその他諸物品)の盗難等については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第10条(宅急便)

当ゴルフ場は、宅急便によるゴルフクラブ、バッグ、コンペ賞品等のお取次ぎは致しますが、お取次ぎ中の物品についての紛失、損害等の責任は一切負いません。

第11条(危険防止責任とエチケットマナー)

プレーヤーは、以下の事項を忠実に遵守して頂かなくてはなりません。万一、以下の一項にでも違反されることがありますと、プレーの途中であっても退場して頂くことがありますのでご注意ください。

1. (マナーの遵守)

ゴルフには、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、

自らの責任でプレーして頂きます。

2. (ティーグラウンドにおける素振りなど)

ティーグラウンド内の打席または特に指定された場所以外では、素振りは絶対に行なわないで下さい。また、みだりにティーグラウンドに立ち入らないで下さい。なお、プレーヤーの近くにいたため、ティや球などが身体の一部に当たり、そのために傷害を負われても、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

3. (飛距離の確認)

先行組に対して、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断し、先行組に球を打ち込まないように打球して下さい。

4. (プレーヤーの前方に出ない事)

同伴プレーヤーは、現にプレーする者の前方には絶対に出ないで下さい。

前方に出た結果の事故、その他のプレーヤー同志の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決して頂くこととし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

5. (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの球の打ち込みは、特に危険です。プレーヤーは自己の飛距離、方向を適切に判断し慎重に打球して下さい。また、隣接ホールに球を打ち込んだ場合、隣接プレーヤーに合図をして、その了承を得た後、自己の同伴プレーヤーに十分気をつけて打球して下さい。

6. (待避及び待避所)

先行組のプレーヤーが、後続組に対して打球させる場合、後続組が打ち終わるまで、待避所又は安全な場所へ待避して下さい。

7. (雷鳴、襲雷)

雷鳴、襲雷の場合、他人の言動に惑わされることなく、自己の判断で直ちにプレーを中断し、待避所または安全な場所へ待避して下さい。

8. (火気使用の禁止)

コース内、ハウス内での火気は、所定の場所以外では絶対には使用しないで下さい。

タバコの吸い殻等はよく消して灰皿に入れて下さい。

コース内はティーグラウンド以外すべて禁煙です。

9. (キャディの指示)

プレー中は、キャディの指示に従って行動して下さい。

10. (注意事項)

当日クラブ内に指示している注意事項を厳守して下さい。

11. (隣接コースへの球の打ち込みなど)

理由の如何を問わず、隣接コースのプレーヤーの近くに球を打ち込んだ場合は、その打球者は、隣接コースでプレー中の者に謝罪するようして下さい。

第12条(違反の場合の責任)

利用者がこの利用約款に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合、また、利用者自身が損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第13条(クラブ等の確認)

1. 利用者はスタート前にクラブ確認をし、プレー終了後、クラブおよび所持品を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブ及び所持品の不足、折損等については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。
2. ゴルフバッグなどクラブの係員より引き渡しを受けたもの、または自分が所持しているものについての紛失などは、当ゴルフ場は一切責任を負いませんので、その保管には十分気をつけて下さい。

第14条(施設に損害を与えた場合)

利用者の故意、または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を全額支払って頂きます。

第15条(施設内への持ち込み品)

施設内に下記の物を持ち込むことはお断りします。

1. 動物のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃砲刀剣類。
4. 発火、爆発の恐れのある危険物。
5. 騒音を発するもの。
6. その他法令で所持の禁止されたもの。

第16条(行為の禁止)

施設内で下記の行為は絶対に行わないで下さい。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為。

2. 物品の販売、宣伝、広告等の行為。
3. 利用者以外のコース内の立ち入り。(但し、特に許可する場合を除く)
4. 他人に迷惑を及ぼし、また、不快感を与える行為。
5. 写真撮影、録音等の行為。(但し、特に許可する場合を除く)

第17条(ハウス利用において)

1. 食堂、談話室等では静粛にお願いします。
2. 刺青等他人に不快感を与える人の入場や入浴はお断り致します。

第18条(服装について)

1. 来場の際は、下記の事項を守って下さい。
 - a. 必ず上着(一般的な背広、ブレザー等)を着用下さい(ジャンパー、ジーパン、Tシャツ、ノースリーブ等、及びそれらと見間違ふ服装はお断致します)。
 - b. サンダル、ゲタ、スリッパ等での入場はお断り致します。
2. プレーの際は、襟付シャツ、または襟幅2cm以上のタートルネックをご着用下さい(Tシャツ、ノースリーブ等下着と見間違ふ服装でのプレーは厳禁致します)。

第19条(信義則)

その他会則、本約款に定めた事項は、ゴルフプレーの精神にのっとり、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

第20条(非会員への債務の保証)

会員は、紹介した利用者(非会員)が、会社またはゴルフ場に損害を与え、損害金の支払債務が生じたときは、利用者の債務の履行につき、連帯して保証して頂きます。

第21条(非会員への周知依頼)

会員は、紹介した利用者に対し、本約款の存在とその内容をご了承頂くことにご協力願います。

第22条(その他)

次の各項についてご協力下さい。

1. スタートの30分前までにはご来場下さい。
2. 当日、支払等に必要以外の多額の金銭や貴重品は、極力持参されな
いようお願い致します。

3. プレーは、ハーフ2時間程度でラウンドされるようお願い致します。
4. 最終スタート時間は、コース整備の為、当日変更する場合があります
のでご了承下さい。
5. プレー中の喫煙はお断り致します。喫煙は灰皿の設置してある場所
でお願い致します。
6. 円滑なプレー、危険防止を目的として、ローカルルールを設定して
おりますのでご了承下さい。
7. プレーは4人1組を原則とし、2人または3人の場合は他に2名または
1名が加わることをご了承頂きます。

以 上

美奈木ゴルフ倶楽部カート使用細則

- 第1条 当倶楽部備え付けのカートを使用する場合、キャディの指示に従ってプレイすること。キャディの指示に違反してカートを動かした場合、場合によってはプレイを中止して貰うことがある。
- 第2条 カートを運転をする場合、運転免許証を持った者が運転すること。
- 第3条 ①前条の規定に違反して、カートを使用した場合、プレイを中止して貰う事はもちろん、それによって事故が発生した場合は、カートを運行した者がすべて責任を負って、損害の賠償をすること。
②第1条の規定に違反して、カートを運行して事故を起こした場合も、前項と同様、すべての責任を負って発生した損害を賠償すること。
- 第4条 カートの運行にあたっては、カートの運行上の注意事項をよく読んで、これに違反する運行をしないよう、責任ある運行をすること。
①カートの自動装置を勝手に解除したり、カートから手足を出すなどして障害を受けた場合は、その責任は違反者が自ら負うものとする。
②カートを始動する場合は、安全を確認して、事故が発生しないように運行する者は最善の注意をすること。これに違反した場合も前項と同様運行者が責任を負って、損害の賠償をすること。
- 第5条 カートを運転中にカートの異常に気づいた場合は、その場でカートを停止し、ゴルフ場の者に連絡を取って対処すること。カートに異常が発生した場合は、いかなる場合でもカートを動かしてはならない。
- 第6条 カートに損傷等の傷をつけた場合は、プレイ終了後ゴルフ倶楽部の係員にその箇所を指摘して、確認を得ること。
①尚、カートの損傷の程度が著しい場合で、損傷等が利用者の過失に基づく場合は、後日カート利用者と修繕費について協議して、修理費の負担を求める場合がある。